

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：バングラデシュ国気候変動対策に資する森林・自然資源分野の情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：22a01007

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2023年3月29日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 入札の手続き

1. 公告

公告日 2023年3月29日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国気候変動対策に資する森林・自然資源分野の情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2023年5月から2023年11月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第一チーム

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年4月4日 12時
2	入札説明書に対する質問	2023年4月5日 12時
3	質問への回答	2023年4月10日
4	入札書・技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	入札書・技術提案書の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2023年4月14日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2023年4月27日 11時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」
- ・ 契約書雛型、入札・技術提案に係る書式

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 入札説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4.（3）日程参照
- 2) 提出先：上記 4.（1）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

- 1) 上記 4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

（3）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の 2 営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期

間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

8. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.(3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.(3) 日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：22a00123_〇〇株式会社_見積書〕

- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記4. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

10. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 上記(1)の入札価格（消費税を除く。）は、各費目において千円未満を切捨てした合計（千円単位）とします。千円未満の端数がある入札価格（消費税を除く。）が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。
- (3) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (4) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (5) 入札保証金は免除します。
- (6) 入札（書）の無効
次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。
 - 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
 - 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 4) 明らかに連合によると認められる入札
 - 5) 同一競争参加者による複数の入札
 - 6) 条件が付されている入札
 - 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
 - 8) その他入札に関する条件に違反した入札

1 1. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記4.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は上記1 1.(2)のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

1 2. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、

配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100点
- ② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額 (N)：価格評価点 = (予定価格 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{（総合評価点）} = \text{（技術評価点）} \times 0.7 + \text{（価格評価点）} \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

13. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、コロナ関連費等を両者協議・確認して設定します。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所やの参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「**バングラデシュ国気候変動対策に資する森林・自然資源分野の情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式ーランプサム型））**」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

近年、世界各地で気候変動の影響、被害が生じており、国際的に様々な緩和策、適応策が講じられている。適応策では、気候変動に起因した自然災害から国土や生活環境を守ることを目指したグリーンインフラが注目されており、中でも森林はその面的な広がり及び機能的な観点からも重要な役割を果たしている。

南アジア地域は気候変動による影響、被害が今後大きくなると見込まれる。中でも、バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」という。）は、気候変動に対して世界で7番目に脆弱な国とされており（Germanwatch、2021年）、国土の大半が海拔5m以下の低地である等の性質上、気候変動によるサイクロンや降雨パターンの変化による影響を受けやすい。バングラデシュ政府は、第8次五か年計画（2020年7月～2025年6月）において、気候変動への適応を最重要政策の一つとしつつ、パリ協定、仙台防災枠組、SDGsへのコミットメント及び、OECD「Green Growth」の達成を通じた持続可能な成長を目指している。森林・自然資源分野においては緩和策だけでなく、適応策にも取り組む方針を打ち出している。特に、森林は地域住民の生計や洪水等の減災にも関わることから、分野横断的な対策が求められている。

バングラデシュの森林・自然資源分野におけるJICAの支援実績はこれまでに無いが、同分野は昨年策定された国家適応計画（National Adaptation Plan（以下、NAP）（バングラデシュ環境・森林・気候変動省、2022年））における重点分野の一つとして位置づけられていることを受け、JICA地球環境部は2023年2月に同分野における協力可能性を検討し、同国の気候変動政策における森林・自然資源分野の位置づけ、4つの主要森林景観（丘陵地、マングローブ、サル、湿地帯）及び組織・能力面での現状及び課題を確認した。併せて、各主要森林景観における新たな協力の実施体制及びカウンターパートとなる組織の体制・能力面については更なる情報収集と検討が必要なことを確認した。特に、支援実施体制の検討には、NAPや社会・経済政策における森林・自然資源分野の位置づけ、関連産業（農業、水産業等）との関係、中央省庁のモニタリング体制、地域住民との関わり方など、現状分析、課題の抽出、今後の改善に向けた提言等が必要とされる。

以上の背景から、バングラデシュにおける森林・自然資源の利用・管理とその社会・経済的な現状の課題を把握し、同国の気候変動対策に資する森林・自然資源分野の今後の協力可能性を検討するための基礎情報収集・確認調査を実施する。

第3条 調査の目的と範囲

本調査はバングラデシュにおける森林・自然資源の利用・管理とその社会・経済的な現状の課題を把握し、同国の気候変動対策に資する森林・自然資源分野の今後の協力可能性を検討することを目的とする。

上記の目的を達成するために、「第4条 調査実施の留意事項」に十分に配慮しながら、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第6条 報告書等」に示す業務計画書、報告書等を作成・提出する。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 重要政策からの課題分析

バングラデシュ環境・森林・気候変動省（以下、MoEF&CC）は同国の気候変動対策において重要政策となるNAPを策定し、具体的なアクションプランとそれに係る投資計画を公開している。NAPにはMoEF&CCの内部組織である森林局（以下、FD）や環境局（以下、DoE）だけでなく、他省の関係機関との分野横断的な課題の分析と優先順位について詳細な検討がなされている。そのため、本調査の課題分析及び優先順位付けを行う上で非常に有意義な情報が得られるNAPを最大限活用し、優先的かつ実施意義の高い地域・事業を複数特定した上で本調査の内容を検討すること³。また、NAPの他にも同国におけるREDD+戦略（BNRS）やFDのBANGLADESH FORESTRY MASTER PLAN 2017-2036といった当該分野の中核的な政策も課題分析の一助とすること。

これら重要政策からの課題分析の際、課題解決によってもたらされる定量的なインパクト評価や日本による支援の優位性を意識すること。

(2) 既存情報の有効活用とステークホルダー分析

バングラデシュの森林・自然資源分野におけるJICAの支援実績はこれまでに無いものの気候変動対策及び防災分野、地域住民の生計向上に関わる支援を多数実施している。また、それらのプロジェクトには、関係省庁や他ドナー、NGO、研究機関、その他のステークホルダー等と連携を図りつつ実施された経験が蓄積されている⁴。本調査ではこれらの既存情報を有効に活用すること。

(3) JICA有償資金協力事業からの情報収集

JICAではバングラデシュ国内において多くの防災／気候変動対策分野の有償資金協力事業を支援している。例えば、ハオール地域洪水対策・生計向上事業では、バングラデシュ北東部ハオール地域で雨季に発生するフラッシュ・フラッド（鉄砲水）及び洪水被害に対し、洪水対策だけでなく住民の生計向上支援に取り組んでい

³ バングラデシュの森林・自然資源分野における分野横断的な課題分析と優先順位付けにかかる効果的な手法・手順について、プロポーザルで提案してください。

⁴ バングラデシュの森林・自然資源分野における既存情報の有効活用とステークホルダー分析にかかわる効果的な手法・手順について、プロポーザルで提案してください。

る。この協力では、当該地域の農村インフラ管理に係る法制度や実施体制、自然環境、地域社会の状況、経済・財政に係る情報について、一定程度の蓄積がある。同様に、災害リスク管理能力強化事業では、省庁横断的な事業実施枠組のもと政府の総合的な災害リスク管理能力の強化に取り組んでいることから、バングラデシュ国内の防災に係る法制度や実施体制、防災インフラ、地域社会の防災対策に係る情報についての蓄積がある。よって、本調査の実施に当たっては、これらを含む有償資金協力事業の関係者から情報収集し、当該地域の効率的な調査⁵を心がけること。

（４）シュンドルボン地域における他ドナーからの情報収集

世界自然遺産及びラムサール条約指定サイトとして登録されているシュンドルボン地域では、その豊かな生態系を保全するために多くの国際的なドナーが支援を実施している。特に、当該地域で生活する多くの漁労住民は域内の禁漁期間中、不安定な生計を強いられており、適切な自然資源利用及び生計向上に関するコミュニティ支援が多く実施されている。また、世界銀行ではシュンドルボン地域を含む沿岸域にて護岸のための堤防建設及び改善にかかる支援を Coastal Embankment Improvement Project (CEIP) として 2013 年から継続して実施している。これらの支援については、各支援事業の中で農村インフラ管理に係る法制度や実施体制、自然環境、地域社会の状況、経済・財政に係る情報等が一定程度蓄積されている。よって、本調査の実施に当たっては、各支援事業の関係者から情報を収集し、当該地域の効率的な調査を心がけること⁶。

例えば、公益社団法人 日本環境教育フォーラム（JEEF）は農村部の零細農村生産者を対象とした農畜林水産物の 6 次産業化とエコ・グリーンツーリズムに関する支援を外務省日本 NGO 連携無償資金協力の資金を活用して実施しているので当該地域における情報収集の一助とすること。

（５）チョットグラム管区における調査上の留意事項

チョットグラム管区にあるチョットグラム丘陵地帯⁷（以下、CHT 地域）は、訪問する外国人に厳しい行動制限を設けており、外国人が当該地域に入域する場合には事前に政府機関から外国人特別入域許可証を取得する必要がある。また、「訪問外国人が CHT 地域で先住コミュニティと会話をする場合には、軍、警察もしくは行政官の前でなくてはならない」といったルールが適用されているため、現地コーディネーターの備上が必要となる⁸。また、当該地域の調査には最新の現地情報を確認し、細心の注意を払うこと。

また、国連開発計画（UNDP）の Strengthening Inclusive Development in Chittagong Hill Tracts (SID-CHT) プロジェクトでは、CHT 地域の包括的な生計向上にかかるコミュニティ支援を実践しており、地域社会の状況、経済・財政に係る情報については、一定程度の蓄積がある。そのため、本調査の実施に当たっては、

⁵ バングラデシュ国内の防災に係る法制度や実施体制、防災インフラ、地域社会の防災対策に係る情報について有償資金協力事業関係者等から効果的に情報収集するための現地傭人の活用方法について、プロポーザルで提案してください。

⁶ シュンドルボン地域の農村インフラ管理に係る法制度や実施体制、自然環境、地域社会の状況、経済・財政に係る情報について現地の関係者等から効果的に情報収集するための現地傭人の活用方法について、プロポーザルで提案してください。

⁷ バングラデシュ政府は2018年に植民地時代の名称「Chittagong」を「Chottogram」に改称したため、本入札説明書では「チョットグラム」と表記しております。

⁸ CHT地域の外国人特別入域許可証の取得だけでなく、当該地域の地域社会の状況、経済・財政に係る情報について現地の関係者等から効果的に情報収集するための現地傭人の活用方法について、プロポーザルで提案してください。

CHT 地域の厳しい行動制限を考慮し、同プロジェクト関係者から情報収集を行い、効率的な調査を心がけること。

(6) バングラデシュの測量技術及び森林モニタリングに関する情報収集

現在、JICA の無償資金協力で「全球測位衛星システム連続観測点高密度化及び験潮所近代化計画」を実施しており、バングラデシュ測量局 (SOB) と協働で、GNSS 連続観測点及び験潮所のインフラ整備と地理空間情報のデジタル化・高度活用のための能力向上を実施している。また、他の実施機関 (FAO) による航空機 LiDAR 測量プロジェクトも検討されている。そのため、本調査の実施に当たっては、同国の森林モニタリング体制、データ管理状況について関係者から情報収集し、効率的な調査を心がけること。また、上記の測量技術に関する森林モニタリングへの導入可能性や活用の展開についても検討すること。

(7) 本調査を踏まえた今後の協力事業の検討

本調査を通じて同国の森林資源管理及び気候変動対策を包括的に促進するための優先課題を特定し、新規の協力事業ポテンシャル (技術協力及び資金協力等) を分析する。また、JICA のみならず、外部資金等の活用、他ドナー連携なども視野に入れ調査を実施すること⁹。

第5条 調査の内容

業務の内容は以下を想定している。業務従事者はより効果的・効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

バングラデシュにおける包括的な森林・自然資源の利用・管理の促進のためには、以下のような、FD の基盤整備・能力向上が重要と考えられる。

- ・ 森林資源情報ツールを活用した森林モニタリング及び森林政策への反映
- ・ 地域住民による森林資源管理の横展開及び普及を通じた地域社会の生計向上
- ・ 職員の能力強化及び各種研修の充実
- ・ 新しい技術を導入した森林資源管理及び業務効率化の推進

上記に加えて、包括的な気候変動分野の新しい取組の促進に向けて、FD は以下のような事項に積極的に取り組む必要性が考えられる。

- ・ 気候変動要素を導入した包括的な戦略策定
- ・ 気候変動リスクに対する評価・モニタリング体制の構築
- ・ REDD+ (MRV、資金獲得) 活動の推進
- ・ 植林等による防災・減災対策の整備
- ・ 関連セクターとのクロスカッティングイシュー及び連携促進

そこで本調査では、過去及び実施中の FD 既往事業から得られた成果及び教訓、日本が有する知見等を活用して、バングラデシュの森林環境保全と森林・自然資源に由来する経済・財源確保に係る基礎情報や地域社会状況を整理・分析し、今後の事業展開に向けた課題の抽出・協力ポテンシャルの発掘、及び今後の協力の方向性・展望の整理を行う。具体的な調査手順は次の通りとする。

⁹ バングラデシュの森林・自然資源分野における優先課題の特定と新規の協力事業ポテンシャル分析にかかる効果的な手法・手順について、プロポーザルで提案してください。

(1) インセプション・レポートの作成、協議

調査実施方針案、実施体制、手法、計画案（工程表、要員配置、手順を含む）、最終成果品の目次案等をインセプション・レポート（和・英）にとりまとめる。なお、インセプション・レポートの内容は、発注者に説明し、承諾を得ること。

(2) 国内準備期間（2023年5月下旬～2023年6月上旬を想定）

- ① 国内準備に先立ち、JICA 地球環境部（JICA 関係部署との Web 会議を含む）と打合せを行う。
- ② バングラデシュの森林・社会環境、経済・財政に係る情報について、NAP をはじめとする既存の報告書や資料、バングラデシュ政府発刊の公文書（8th Five Year Plan July 2020- June 2025、Perspective Plan of Bangladesh 2021-2041、Bangladesh Delta Plan 2100、BANGLADESH FORESTRY MASTER PLAN 2017-2036、Forest Act, 1927、Bangladesh National REDD+ Strategy (BNRS): 2016-2030 など）から収集し、法制度・政策、経済・財政、関係機関の協調・連携体制などの視点から、バングラデシュの森林・自然資源管理に関する現状、教訓、課題を抽出する。
- ③ バングラデシュの森林・自然資源管理の活動に係る情報を既存の資料等から収集し、政策、関係機関の協調・連携体制、予算規模などの視点から、バングラデシュの主要な森林景観ごとの取組を整理し、各取組に関する教訓や課題を抽出する。森林外の樹木（Trees outside Forests）に関する取組も含める。
- ④ バングラデシュの森林・自然資源管理に対する他ドナー、NGO、民間セクター等のステークホルダーの取り組み状況に係る情報収集を行い、その特徴や課題を整理する。
- ⑤ 上記②、③、④を踏まえ、現地調査する項目と重点的な調査事項を抽出する。
- ⑥ 現地調査項目を整理したうえでワークプラン（英）を作成し、JICA 地球環境部へ提出する。ワークプラン（英）は現地調査開始前までには提出すること。
- ⑦ 現地調査に先立ち、JICA 地球環境部（JICA 関係部署との Web 会議を含む）と第一次現地業務計画に関する打合せを行う。

(3) 第一次現地業務期間（2023年6月を想定）

- ① 関係者へのインタビュー及び現地調査を行う。インタビューはバングラデシュ政府機関（環境・森林・気候変動省（森林局、気候変動担当局、森林研究所等）、水開発庁、国立大学等）、国際機関他ドナー、NGO、住民組織、ボランティア団体等を対象に実施する。また現地調査は対象地をダッカ市及びダッカ市近郊、クルナ管区、シレット管区、並びにチョットグラム管区を想定する。また、初回現地業務は中央政府機関・組織へのインタビューと合わせて、雨季の現地確認のためダッカ市近郊、クルナ管区、シレット管区の現地調査を実施する。なお、第一次現地業務には JICA 調査団も一部同行予定。渡航にあたっては、事前に治安状況を確認し、最新の治安情報を把握する。
- ② 関係者へのインタビュー及び現地調査を通じて、バングラデシュの気候変動対策に資する森林・自然資源分野の課題と今後の協力ポテンシャルを抽出・確認する。
- ③ 抽出した協力ポテンシャルについて、以下の点を考慮し、森林・自然資源管理及び気候変動緩和・適応分野の新しい取組を包括的に促進する上で必要な事業要

素の特定・協カスキームの検討・提案を行う¹⁰。

- i. 協カポテンシャルやインパクトの規模を踏まえ、優先度の高い地域・事業の特定を行う。
- ii. インパクトについては、以下のような観点から定量／定性的に分析し、バングラデシュで森林・自然資源管理分野の支援を行うことの意義について整理する。

—開発効果（森林資源量の増加、防災・減災効果の向上、生物多様性保全等）

—裨益効果（地域住民の生計向上等）

—気候変動対策効果（緩和策・適応策）

- iii. 協カポテンシャルで特定された事業・地域については、以下のような観点から分析する。

—住民参加型及び革新的な技術（DX・リモートセンシング技術など）を利用した自然資源管理の可能性

—実施可能な事業体制（組織、人材、予算と資金動員の可能性、関係機関・地域住民との連携）

- ④ 第一次現地調査結果をバングラデシュ政府機関へ説明し、内容に関する見解や意向等を確認する。
- ⑤ 第一次現地調査を踏まえて想定される支援内容案（和／英、技術協カプロジェクトを想定）を整理の上、JICA バングラデシュ事務所に報告・協議する。

（４）第一次帰国後整理期間（2023年7月上旬～8月上旬を想定）

- ① 現地調査結果をとりまとめ、支援内容の優先度、規模、タイムスパン（短期（5年以内）、中期（10年程度）、長期（15年以降））、実施体制、支援スキーム、主要政策との整合性などの比較対照表を含めた中間提案書（英）を作成する¹¹。
- ② 中間提案書の初稿を JICA 地球環境部（JICA 関係部署含む）に提出し、フィードバックを得たのちに修正、再提出する。
- ③ 第二次現地業務計画を作成し、JICA 地球環境部（JICA 関係部署含む）と協議する。

（５）第二次現地業務期間（2023年8月～9月を想定）

- ① 関係者へのインタビュー及び現地調査を行う。調査対象地は第一次現地業務の調査地で補足的に調査が必要な地域及び未調査地域を想定。調査対象に CHT 地域を含める場合は、入域許可証の取得を事前に済ませることとする。渡航にあたっては、事前に治安状況を確認し、最新の治安情報を把握する。
- ② 第二次現地業務では、主に今後の資金協力のポテンシャル及び課題に対応しない場合の社会・経済的リスクの抽出を行う。加えて、第一次現地調査結果からの支援内容案（技術協カプロジェクト）の補完調査を行う。

- ③ 抽出した協カポテンシャルの整理・分析を行い、加えて、想定される各支援内容（案）について纏める¹²。

その際、協カによる正の影響、または課題に対応しない場合の負の影響については、以下の観点から想定される影響の範囲や内容、対策について、可能な限

¹⁰ 第一次現地業務で抽出した協カポテンシャルから事業要素の特定・協カスキームを検討する際の、実現可能性及びインパクトに係る評価手法について、プロポーザルで提案してください。

¹¹ 中間提案書を作成する際の効果的な「支援内容の実現可能性及びインパクトに係る検討・評価手法」について、プロポーザルで提案してください。

¹² 現地調査結果から抽出した協カポテンシャルを整理・分析する際の効果的な「支援内容の実現可能性及びインパクトに係る検討・評価手法」について、プロポーザルで提案してください。

り定量的に整理・分析する。

- 森林・自然資源管理が適切に実施されることに伴う正の影響
- 森林・自然資源管理が適切に実施されないことに伴う負の影響
- 森林・自然資源の減少・劣化が続くことに伴う負の影響

- ④ 第二次現地調査結果をバングラデシュ政府機関へ説明し、内容に関する見解や意向等を確認する。
- ⑤ バングラデシュ政府機関からのフィードバックを踏まえ、現地調査の結果を帰国前に JICA バングラデシュ事務所に報告する。

(6) 帰国後整理期間（2023年10月～11月中旬を想定）

- ① 現地調査結果をとりまとめ、最終報告書（和・英）を作成する。
- ② 最終報告書（和・英）を JICA 地球環境部に提出し、フィードバックを得たのちに最終化する。

第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各段階の報告書は、英語、日本語の双方で準備し、JICA 地球環境部へ提出すること。なお、本契約における成果品は最終報告書とする。収集資料一式は CD-R での提出とする。

(1) 報告書

成果品等提出物	提出時期	部数
インセプション・レポート（別添にワークプランを含める）	契約締結から起算して10営業日以内 （2023年6月中旬）	和文2部、英文3部（簡易製本）及び電子データ
中間提案書（英）	第一次現地業務終了から起算して6営業日以内 （2023年7月上旬）	電子データ（英）
最終報告書	契約履行期間の末日	和文（製本）1部、英文3部（製本）、CD-R（和・英）2枚及び電子データ

(2) 収集資料

業務実施期間中に収集した資料及びデータはリストを添付した上で CD-R 1 枚及び電子データ形式で JICA に提出する。提出時期は契約履行期間の末日までとする。

(3) 成果品の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書は国際的に通用する英文で作成し、提出前に必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

報告書の印刷、電子化（CD-R）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照すること。

別紙1：報告書目次案

**バングラデシュ国気候変動対策に資する森林・自然資源
分野の情報収集・確認調査
報告書目次案**

第 1 章 調査概要

- 1. 1 調査の背景と経緯
- 1. 2 調査の目的と活動概要
- 1. 3 調査のフローと投入
 - 1. 3. 1 調査フローチャート
 - 1. 3. 2 調査実施行程
 - 1. 3. 3 調査団派遣実績
- 1. 4 調査対象と調査項目
 - 1. 4. 1 調査対象と調査先・関係者
 - 1. 4. 2 調査項目

第 2 章 調査結果

- 2. 1 当該分野における政策及び取組状況
- 2. 2 ステークホルダー分析
- 2. 3 ダッカ管区
- 2. 4 クルナ管区
- 2. 5 シレット管区
- 2. 6 チョットグラム管区
- 2. 7 先進的技術の活用状況
- 2. 8 外部資金の動員状況
- 2. 9 クロスカッティングイシュー

第 3 章 総括

- 3. 1 支援内容の提案
 - 3. 1. 1 支援の可能性検討結果（中間提案書も含める）
 - 3. 1. 2 インパクトの評価
 - 3. 1. 3 リスク分析
 - 3. 1. 4 今後の支援の展開・想定されるフロー
- 3. 2 総括

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「1. 技術提案書の構成」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	現地傭人等の活用方法	第4条 調査実施の留意事項 (3) (4) (5)
2	バングラデシュの森林・自然資源分野の課題抽出・整理にかかる手法・手順	第4条 調査実施の留意事項 (1) (2) (7)
3	支援内容の実現可能性及びインパクトに係る検討・評価手法	第5条 調査の内容 (3) (4) (5)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数上限は次表のとおりです。

記載事項	頁数上限	
	1社	JV
表紙		
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1) 類似業務の経験 類似業務：森林・自然資源分野のセクター分析に係る業務 (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	5 1～2	注 1～2
2 業務の実施方針等 (1) 課題に関する現状認識 (2) 業務実施の基本方針 (3) 作業計画 (4) その他	5頁以下 5頁以下 3～4 1～2	
3 業務従事予定者の経験、能力等 (1) 評価対象業務従事者の経歴	6／人	

注) 共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社（共同企業体代表者及び構成員）にてそれぞれ記載するため、「5枚×社数（共同企業体代表者及び構成員の社数）」を上限として下さい。

注2) ISO9001等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数には含まれません。

2. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定す

る目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 5.60 人月

(内訳) 現地作業： 4.00 人月

国内作業： 1.60 人月

(現地渡航回数) 延べ7回(下記(3)の「4)森林資源情報」の業務従事者は現地渡航1回と想定しています。)

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

- 1) 業務主任者／森林分野気候変動対策／持続的森林管理 (2号)
- 2) Eco-DRR／持続可能な土地利用 (3号)
- 3) マングローブ／湿地保全／生物多様性 (3号)
- 4) 森林資源情報 (4号)

(4) 業務従事予定者の経験、能力

各評価対象者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／森林分野気候変動対策／持続的森林管理】

- 1) 類似業務経験の分野：森林・自然資源分野のセクター分析に係る業務
- 2) 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及び南アジア地域
- 3) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 Eco-DRR／持続可能な土地利用】

- 1) 類似業務経験の分野：生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)に関する調査又は実践に係る業務
- 2) 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及び南アジア地域
- 3) 語学能力：英語

※総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

(5) 現地再委託

本業務では現地再委託を認めておりません。

(6) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 全世界パリ協定に基づく長期低排出発展戦略に係る情報収集・確認調査 (JICA, 2022年2月)
- バングラデシュ森林局組織図

2) 公開資料

- National Adaptation Plan of Bangladesh (2023 - 2050)
<https://www.undp.org/bangladesh/publications/national-adaptation-plan-bangladesh-2023-2050>
- Bangladesh National REDD+ Strategy (BNRS): 2016-2030
<https://www.undp.org/bangladesh/publications/bangladesh-national-redd-strategy-bnrs-2016-2030>
- Bangladesh Delta Plan 2100
<https://plandiv.gov.bd/site/files/e295dab0-145f-48bf-bd9a-8738c3947953/Bangladesh-Delta-Plan-2100>
- BANGLADESH Country Investment Plan
<https://fpmu.gov.bd/agridrupal/sites/default/files/cip.pdf>
- BANGLADESH FORESTRY MASTER PLAN 2017-2036
<https://docslib.org/doc/8169579/bangladesh-forestry-master-plan-2017-2036-draft-final>
- Forest Act, 1927
https://moef.portal.gov.bd/sites/default/files/files/moef.portal.gov.bd/page/8593534d_101e_46c9_b82d_97d442e46de5/Forest%20Act%201927.pdf
- 全世界途上国の低炭素・脱炭素成長のための透明性枠組み情報収集・確認調査ファイナルレポート (JICA, 2022年2月)
https://openjicareport.jica.go.jp/619/619/619_000_12364352.html
- バングラデシュにおける全球測位衛星システム連続観測点高密度化及び験潮所近代化計画
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1860530/index.html>
- ハオール地域洪水対策・生計向上事業
<https://www.jica.go.jp/oda/project/BD-P80/index.html>
- 災害リスク管理能力強化事業
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_BD-P91_1_s.pdf
- バングラデシュと JICA の協力 50 年：黄金のベンガルをめざして
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000047935.pdf>
- JICA Climate-Fit (Adaptation)
https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/ku57pq00001o9h2v-att/climate_fit_J.pdf
- JICA Climate-Fit (Mitigation)
https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html
- BFRI at a glance
<http://bfri.portal.gov.bd/sites/default/files/files/bfri.portal.gov.bd/page/9823>

(7) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(8) 安全管理

JICA 国別安全対策措置の規定に基づき、バングラデシュでは、安全対策上、JICA が指定する宿泊施設以外への宿泊を認めない。そのため、宿泊料については、特号・1号：15,500円／泊、2～6号：13,500円／泊の定額で見積ること。

また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所の安全基準に従い、安全管理に関する十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、本特記仕様書の配布時点では新型コロナウイルスの影響による各種制約が存在しない状況である。上記の調査工程は契約締結時点でこれら制約がないことを前提として記載している。ただし、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も現在の世界情勢からは相応に認められることから、調査工程見直しの必要性については契約交渉時点ないし契約締結後の現地情勢を踏まえて発注者と協議のうえ対応を決定する。

(9) 評価対象者の制限

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めま

す。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。

評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体から同意書（自営の場合は本人の同意書）（様式はありません）を取り付け、技術提案書に添付してください。

(10) 外国籍人材の活用

外国籍人材の活用を認めます。

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

(2) 業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

①バングラデシュ国における森林・気候変動分野（特に適応策分野）の現状と課題

2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書」で示した内容及び上記1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するかを検討した上で記述して下さい。

3) 作業計画

上記「2) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又はJICA(JICAの現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4版（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

2) 構成・分量

上記「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を上限として作成して下さい。

4. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するについては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「8.(2)

提出方法」に基づき提出してください。

- 1) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（海外旅行保険の一部費用、PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等）

(3) 定額計上について

定額計上する経費はありません。

(4) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙3：評価表

評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点(例)
1. コンサルタント等の法人としての経験、能力		10
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	6
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。 ● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。 ● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。 	4
2. 業務の実施方針等		50
(1) 課題に対する現状認識	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。 ● 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。 ● 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。 ● 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。 	20
(2) 業務実施基本方針の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ● 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。 	20
(3) 作業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示された業務実施基本方針に見合った作業計画となっているか。 ● 作業計画を実施するのに十分な業務従事者が配置されており、担当分野の構成が適切で業務実施上重要な専門性が確保されているか。 	10

3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力		40
(1) 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／森林分野気候変動対策／持続的森林管理		27
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	10
ロ 対象国・地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	3
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	4
ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。 	6
ホ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	4
(2) 業務従事者の経験・能力： Eco-DRR／持続可能な土地利用		13
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	7
ロ 対象国・地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	2
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	2
ニ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	2